

期日報告書⑱

平成30年12月7日

函館市 御中

さくら共同法律事務所  
弁護士 河合 弘之  
外12名

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

ご依頼の相手方国外1名との間の東京地方裁判所平成26年（行ウ）第152号 大間  
原子力発電所建設差止等請求事件について、下記のとおりご報告いたします。

敬具

記

- 1 期日 平成30年12月5日（水曜日）午後2時00分  
東京地方裁判所103号法廷  
第18回口頭弁論期日
- 2 出席者 当方：弁護団9名（河合弘之（団長），海渡雄一，井戸謙一，青木秀樹，  
只野靖，望月賢司，兼平史，金裕介，大河陽子）  
欠席：白日光，中野宏典，甬守一樹，（内山成樹）  
相手方（被告ら）：各代理人弁護士ら 出席
- 3 準備書面の陳述・証拠調べ  
当 方：平成30年11月26日付け準備書面（34）陳述  
甲F95号証～甲F107号証の3 提出  
平成30年11月26日付け証拠説明書（29）提出  
相手方（被告国）：平成30年12月5日付け第15準備書面 陳述  
乙A39号証 提出  
平成30年12月5日付け乙A証拠説明書 提出

相手方(被告電源開発)：特になし

#### 4 口頭弁論の内容

まず，裁判長が交代しましたので，弁論の更新の手続きを行いました。なお，次回期日において，当方が，従前の弁論の内容を整理の上，プロジェクターを用いて，プレゼンを行うことになりました。

次に原告訴訟代理人井戸弁護士が，準備書面（34）に基づき，原子力規制委員会は原告の同意がない限り，大間原子力発電所原子炉設置許可処分をしてはならないことについて，プレゼンを行いました。

そして裁判所は，今後の審理方針については，進行協議期日の場で議論したいと述べて，本期日は終了しました。

最後に裁判所は，今後の予定について，「5」のとおり指定して，期日は終了しました。なお，次回期日後に，進行協議期日を行うことが確認されました。

#### 5 今後の期日

日時 平成31年3月11日（水曜日）午後2時00分開始

場所 東京地方裁判所103号法廷

第19回口頭弁論期日

以上